

宅地造成等規制法

宅地造成に伴い、がけ崩れまたは、土砂の流出を生じるおそれが著しい市街地または市街地になろうとする土地の区域内において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のために必要な規制を行うことにより、宅地の安全性を確保するものです。

(宅地造成に関する工事の技術的基準等)

第9条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他政令で定める施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

(宅地の保全等)

第16条 宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成に伴う災害が生じないように、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

建築基準法

(維持保全)

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。(以下略)

(敷地の衛生及び安全)

第19条

1～3 (略)

4 建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

※擁壁の技術的基準については、建築基準法施行令第142条に規定されています。

※高さが2mを超える擁壁を築造する場合については、当該工事の着手前に、建築基準法による工作物の確認申請を提出し、確認済証の交付を受けなければなりません。

(・ 宅地造成等規制法
・ 都市計画法
・ 津波防災地域づくりに関する法律) } の規定による許可を受けなければならない場合を除きます。

※高さが2m以下の擁壁については、確認申請の提出は要しませんが、安全性の確認は必要となります